

先端医療特許検討委員会の公開について(案)

平成20年11月25日

先端医療特許検討委員会委員長

「先端医療特許検討委員会の設置について」(平成20年11月17日知的財産による競争力強化専門調査会会長決定)3.(5)に基づき、先端医療特許検討委員会の公開について以下のとおり定める。

1. 議事の公開について

- (1) 検討委員会は原則として公開する。ただし、委員長が議事を公開しないことが適当であると判断したときは、この限りではない。
- (2) 検討委員会の議事録は、原則として、会議の終了後、速やかに発言者名を付して公開する。

なお、公開の手続については別紙のとおりとする。

2. 配付資料の公開について

検討委員会で配付された資料は、原則として、会議終了後速やかに公開する。

公開の手續

1. 会議の日時・場所・議題を原則1週間前の日までに首相官邸 / 知的財産戦略本部ホームページ (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/index.html>) 及び首相官邸記者クラブに掲示する。

2. 傍聴については、以下のとおりとする。

(1) 一般傍聴者

一般の傍聴希望者は、企業・団体については、1企業・団体、原則1名とし、開催前々日17時までに内閣官房知的財産戦略推進事務局に登録する。

(2) 報道関係傍聴者

報道関係の傍聴希望者は、開催前々日17時までに内閣官房知的財産戦略推進事務局に登録する。

(3) その他

傍聴の登録は、基本的に先着順とする。希望者が多数の場合は、事務局の判断で傍聴を制限することがある。

傍聴者が会議の進行を妨げていると判断した場合には、委員長は退席を求められることができる。また、委員長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、及び、会議を撮影、録画、録音することを禁止する。その他、詳細は、委員長の指示に従う。